

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業

基本協定書(案)に関する質問への回答

No	本編	別記様式	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1	○		1	1			事業契約等の定義	第1条に「事業契約」の定義はありますが、第5条第2項の「本契約」、第6条1項の「仮契約」、その他にも「事業契約の本契約確定後(前)」といった言葉が記載されており(事業契約書(案)第三条記載の通り、主旨は理解できますが)、基本協定書としての正確性を確保するための整合が必要ではないでしょうか。	基本協定書(案)を修正します。
2	○		2	6			事業契約等	第五項にペナルティについての言及がありますが、本協定締結以前にはなんらのペナルティなく辞退することが可能と考えてよいでしょうか。当然辞退を前提にしているわけではありませんが、ペナルティ発生時期を確認したい意図です。	辞退は認めていません。
3	○		2	6	2		事業契約等	「～久喜市議会で議決を経た後、本市が事業予定者に対し、本契約を成立させる旨の意思表示をしたときに本契約になるものとする。」とありますが、貴市からの意思表示とは、議決通知等の文書が交付されるということでしょうか。 また、事業契約書(案)第37条の契約保証の規定において、本事業契約と同時に保証を付すことが定められており、実務的にこのような手続きが可能となるよう、スケジュールを共有の上、協議の上で保証手続きを進めるという理解でよろしいでしょうか。(例えば、事業契約書(案)第37条第1項第4号括弧内の但し書きに記載の質権設定手続きを採用する場合、議決前に貴市のご協力により書面が必要となる場合があります。)	前段: 文書を交付する想定はなく、議決をもって本契約とします。基本協定書(案)を修正します。 後段: お見込みのとおりです。
4	○		2	6	3		事業契約等の変更	原則として変更しないとありますが、条文の解釈や運用について、基本協定締結後に双方確認し、必要と認められる場合は別途確認書を締結するという点でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	○		2	6	5		事業契約等	本市は、第12条第1項に規定する場合を除き、事業予定者の責めに帰すべき事由により事業者と事業契約を締結することができない場合には、～(ア)施設費に相当する金額～合計額の10分の1に相当する金額を賠償金として請求することができるものとする。との記載がございますが、この場合の賠償金支払義務者は、帰責性のある者のみ、としていただきますようお願いいたします。	原案のとおりとします。
6	○		4	10			事業契約不調の場合の処理	貴市の責めに帰すべき事由により事業契約を行うことができなかった場合には、SPC設立費等事業契約までにかかった費用は貴市のご負担としていただけませんか。	原案のとおりとします。
7	○		4	12	2		談合等の不正行為に係る損害の賠償	賠償金を請求される事業予定者は帰責事業者という認識でよろしいでしょうか。	定義のとおり事業者が対象です。
8	○		2	6	5		事業契約等	市の責めに帰すべき事由により事業契約を締結することができない場合には、損害賠償の規定はないのでしょうか。	ありません。市の責めに帰すべき事由により事業契約を締結しないことは想定していません。
9	○		3	6	5		事業契約等	賠償金として事業契約約款(案)別紙4に相当する金額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税の額の合計額の10分の1に相当する金額を請求することができると思いますが、別紙4は仮契約時に規定されるため、基本協定締結から仮契約までの間は、本項の規定はないと考えてよろしいでしょうか。	本項の規定は適用されます。金額は、事業者提案に基づき設定します。
10	○		4	11	1		有効期間	第6条第7項、第10条、第12条第1項は、事業者の責により事業契約の締結ができない場合の規定ですが、事業契約の全てが終了する日までとされる有効期間の終了後も存続とする本項ただし書の規定には適用されず、本条第2項で規定されていなければよいのではないのでしょうか。	原案のとおりとします。

No	本編	別記 様式	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
11	○		4	12	2		談合等の不正行為に係る損害の賠償	本事業の入札手続に関し、前項各号のいずれかの事由が生じたときは、事業契約を締結し、又は解除するか否かを問わず、事業予定者に対し、施設費に相当する金額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税の額の合計額の10分の2に相当する金額を賠償金として請求することができるものとする。との記載がございますが、この場合の賠償金支払義務者は、帰責性のある者のみ、としていただきますようお願いいたします。	原案のとおりとします。
12	○		5	12	4		談合等の不正行為に係る損害の賠償	事業予定者は、当該未払額につき、当該期間を経過した日から当該未払額の支払をする日までの日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて計算した金額を遅延損害賠償金として、本市に支払わなければならない。との記載がございますが、この場合の遅延損害賠償金の支払義務者は、帰責性のある者のみ、としていただきますようお願いいたします。	原案のとおりとします。